薬局廃止時の覚醒剤原料取扱の手続きについて

薬局業務廃止

□　所有数量報告

＊廃止してから１５日以内に

「業務の廃止に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」を提出

注）在庫が無い場合でも所有無しで報告をしてください。

１５日

廃棄処分をする場合

□　廃棄届

「覚醒剤原料廃棄届出書」を提出

覚醒剤監視員の立会いの下、廃棄処分を行う。

所有する覚醒剤原料を、病院・診療所・薬局開設者・覚醒剤原料取扱者等に譲り渡す場合

覚醒剤　譲渡側

□　譲渡書を発行

譲受書を発行　□

覚醒剤　譲受側

□　譲渡報告

＊廃止してから３０日以内に

「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」を提出

３０日

３１日

□　処分願

＊業務廃止後３０日以内に所有する覚醒剤原料を譲渡できない場合は、すみやかに

「業務廃止に伴う覚醒剤原料処分願出書」を提出

覚醒剤監視員の立会いの下、廃棄処分を行う。